

「動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正」に対し、
お寄せいただいた主な御意見とこれに対する国土交通省の考え方

お寄せいただいた御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○第二種磁気誘導式電気車運転免許、第二種磁気誘導式内燃車運転免許及び無軌条電車運転免許（以下「3免許」という。）の取得者に係る重大な事故等の詳細が不明確。</p>	<p>○例えば、3免許取得者について鉄軌道固有の非常の場合の措置等の技能が不十分であることによる車両脱線事故（旧航空・鉄道事故調査委員会が調査し報告書を公表）が発生しており、その他についても「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報[※]」で公表しております。</p> <p>※ http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000001.html</p>
<p>○3免許について同様に改正を行うのではなく、個々に改正していくのが筋だと考えます。</p>	<p>○鉄軌道の安全・安定輸送を確保するためには、3免許について改正する必要があるものと考えております。</p>
<p>○技能試験より、筆記試験を課す必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>○3免許取得者について鉄軌道固有の技能が不十分であることによる重大な事故が発生していること等を踏まえ、非常の場合の措置等の内容を含む技能試験を課すことにより、鉄軌道の安全・安定輸送を確保したいと考えております。</p>
<p>○技能試験を課す場合、試験は定期的実施されるよう配慮いただきたい。</p>	<p>○改正後の運用に当たっては、御意見を踏まえ、配慮していきたいと考えております。</p>
<p>○施行日が公布の日としている点につきまして、公布および施行までの時期が極端に短いことは問題だと思われ、最低でも施行の半年前には公布すべきだと考えます。</p>	<p>○鉄軌道の安全・安定輸送を確保するためには、公布した日より施行する必要があるものと考えております。</p>